



発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
……………（住宅政策本部住宅企画部不動産業課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

告示

●東京都告示第九百三十五号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和六年九月三日

東京都知事 小池 百合子

一 商号 株式会社S・U・Fステップアップファ

ミリー

二 代表者氏名 代表取締役 田村 正宜

- 三 主たる事務 豊島区東池袋一丁目二十八番一号
所の所在地
- 四 免許証番号 東京都知事(2)第九八一六七号
- 五 免許年月日 令和二年七月三十一日

●東京都告示第九百三十六号

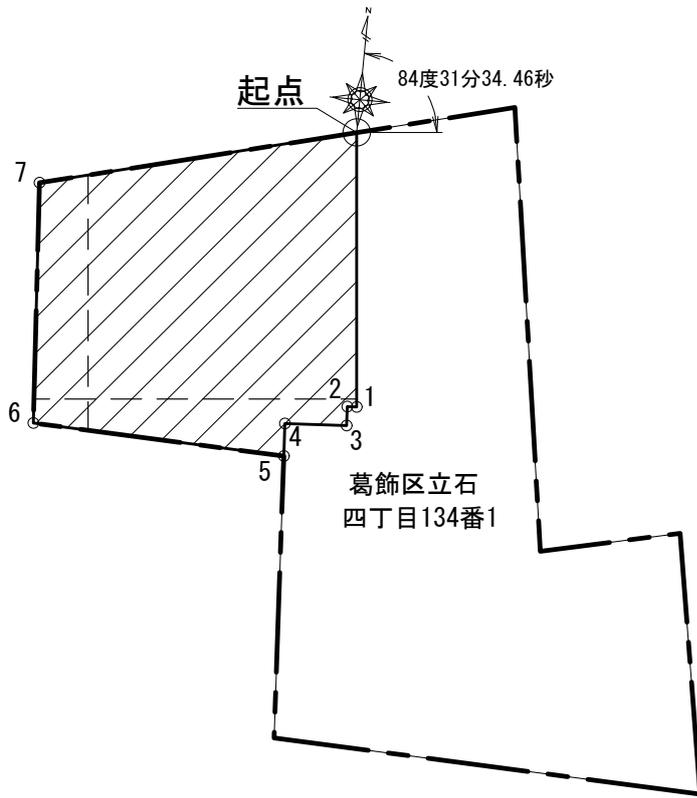
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区立石四丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画境界線
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、葛飾区立石四丁目134番1の最西端から筆境界沿いに東側へ12.0m移動した、調査対象地の最北端とする。

【格子の回転角度(84度31分34.46秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
起点	0.000	0.000
1	-10.292	0.000
2	-10.281	-0.351
3	-10.997	-0.376
4	-10.918	-2.674
5	-12.140	-2.716
6	-10.899	-12.043
7	-1.885	-11.814

※座標は、起点を (X, Y)=(0.000, 0.000)とし、南北方向をX、東西方向をYとした任意座標である。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 三鈴印刷株式会社
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
 郵便番号 101-0051